

第8章 教員組織

目 的

「権利自由」と「独立自治」という本学における建学精神は、『「個」を強くする大学』という教育理念として現在に継承されている。本学は、学生が主体的に学ぶための教育課程を編成するとともに、これに直接携わる教員組織について経常的に検証し改善する取り組みを進展させている。

各学部、大学院研究科及び専門職大学院において、大学設置基準等の省令で定める専任教員数を上回ることはもとより、少人数で手厚い学習環境を創生するため、各分野に適切な教員を配置し、さらに多様で弾力的な教員組織の構築を目指している。

1 教員組織

(1) 現 状

ア 現 状

2007年5月1日現在、本学における教員組織は表のとおりであり、大学全体で約860名の専任教員を配置している。各学部、大学院及び専門職大学院において、大学設置基準等の省令で定める数を上回る専任教員を配置し、きめ細かい教育活動を展開している。さらに、自らの教育理念・目標に基づく教育課程を編成するなかで、多彩で多様な授業科目を設置しており、主要科目には可能な限り専任教員を配置するよう努めている。

本大学における教員任用は、退職者の補充を基本とし、前年度に任用計画を立案する。従来は、退職者の担当科目補充を原則としていたが、2004年度以降は、教員任用計画における学長の基本方針として、特色ある教育プログラムを実践する人材、高度な研究に取り組む人材の任用を定め、この方針を学部等へ浸透させている。また、年齢構成については、各学部とも高齢化が進んでいることを考慮し、学長の基本方針として、若手の教育・研究者として専任講師または専任准教授の任用を原則とし、専任教授の任用の場合は50歳以下の任用を原則としている。学部等の教員任用計画については、教務部長が各学部長等とのヒアリングを実施し、学部等の教育改革の進展と実績を勘案しながら、担当科目、任用時の資格の適切さを判断し、最終的に大学全体としての任用計画を立案している。

本学の教員任用は、公募を原則としており、近年は女性教員や外国人教員を積極的に任用している。この結果、専任教員のうち女性教員、外国人教員が占める割合も増加傾向にある。さらに、実務家教員の任用を制度化したことにより、一般社会からの教員の受入れも増加している。一方で、専任教員の定年年齢を70歳としていることから、高齢化となる傾向にある。なお、学部間共通総合講座等、オムニバス形式で運営する授業科目にあっては、国内外各分野の第一線で活躍する社会人をゲスト講師として招聘している。

学部等の授業科目を運営し、教育目標を達成する上では、兼任講師（非常勤教員）の協力が不可欠である。2007年5月1日現在、大学全体で1,600名を越える兼任講師が、全体の授業科目のうち、4割弱を担当している。専任教員と兼任教員の比率は適切であると判断するが、学生の視点からは、専任教員と同等に教育業務を担う兼任講師の業績を評価し、教育活動に反映させるシステムの構築が急務である。なお、兼任講師へは、学部等が年度始めに説明会を実施しており、この説明会では、授業科目運営に係る連絡事項の他、学部等の教育目標を説明し、この達成のため、授業開講の確実な履行を求めている。

一方、本大学の教育理念及び教育目標を実現するため、組織的、継続的な教育内容や教

育技法の改善を行うことによる効果的な教育活動の実践を支援・促進する「教育開発・支援センター」を置き、センターの下で全学的な教育支援体制に係る諸施策となる FD 活動、教員評価及び国際教育プログラム等を検討・推進している。

イ 問題点

現在、学部等における適正な専任教員数の算出根拠を大学として示していないので、カリキュラム改革を進展させる上で、抜本的な教員組織の改革に支障をきたしている。特に、大学院科目とともに学部の専門科目を担当する教員の負担は重い。また、70歳定年制を主因とし、本大学の専任教員（専任教授、専任准教授、専任講師）の年齢は、平均50歳を超え、特に教授は高齢化が進行し、年齢構成にバランスを欠く面が見られる。

兼任講師については、契約更新回数に制限がないため、10年間以上任期が継続している者が多く、高齢化も顕在化している。

2007年4月に施行された大学の教員組織の整備に係る学校教育法の一部改正を受け、助教授を准教授に変更したが、助教の制度導入については見送っている。

専任教員の資格別平均年齢

資格	教授	准教授	講師	大学全体
平均年齢	56.6歳	45.6歳	40.5歳	52.6歳

(2) 改善方策

本学は、21世紀の知識基盤社会の到来とともに、本学に負託される社会的な使命がより高度化、多様化することを強く認識している。このため、教育・研究活動の根幹となる教員組織は、有機的に構成し、弾力的に運用すべきであるとの結論に至り、これを基本方針として、教員の任用に係る各規定の改正を図り、2006年度、新たに「明治大学教員任用規程」を制定し、この他にも多様な教員の任用が行えるよう特任教員、客員教員の任用に関する規程を整備した。これにより、期限を付して時流に即した教育・研究活動を展開する教員の任用が可能となった。この制度の活用は、各学部、大学院及び専門職大学院における教育・研究活動の活性化を進展させることとなる。

高齢化の解消には、選択定年制の活用等、理事会と協働して抜本的な解決が必要であるが、教員の流動化を活性させる施策を検討する等の必要もある。

また、他大学の状況や現行制度における専任助手との整合性などを考慮し、助教の設置を検討する。また、特任教員制度の待遇面等、不備な点を改善する。

全学報告書

表 教員組織別人数表

所属等	専任教員数					設置基準上 必要専任教員数	専任教員1 人当り在籍 学生数	特任教員数			客員教員数		兼任 教員数	兼任 教員数	TA	RA
	教授	准教授	講師	計	助手			特任 教授	特任 准教授	特任 講師	客員 教授	特別 招聘				
法学部	法律学科	33	11	6	50	6	49.8	0	0	1	0	0	228	11	0	
	一般教育(人文)	7	0	0	7											
	一般教育(自然)	2	0	0	2											
	外国語	9	10	0	19											
	保健体育	2	1	0	3											
計	53	22	6	81	6	35										
商学部	商学科	47	7	4	58	11	43.5	0	0	0	0	6	190	16	2	
	一般教育(人文)	5	2	1	8											
	一般教育(社会)	2	0	0	2											
	一般教育(自然)	1	2	1	4											
	外国語	13	7	4	24											
保健体育	3	0	0	3												
計	71	18	10	99	11	39										
政治経済学部	政治学科	15	4	2	21	5	48.0	0	0	0	1	2	136	11	0	
	経済学科	23	9	1	33	5										
	地域行政学科	10	0	0	10	0										
	一般教育(人文)	5	3	0	8											
	一般教育(自然)	0	2	0	2											
	外国語	12	6	4	22											
保健体育	2	0	2	4												
計	67	24	9	100	10	50										
文学部	文学科	36	5	5	46	10	33.8	0	0	0	1	1	352	26	2	
	史学地理学科	24	3	3	30	7										
	心理社会学科	6	3	0	9											
	一般教育(人文)	2	0	0	2											
	外国語	2	0	1	3											
	保健体育	2	1	0	3											
	資格課程	8	5	1	14											
計	80	17	10	107	17	32										
理工学部	電気電子生命学科	17	6	4	27	8	27.8	1	0	1	3※	1	358	339	3	
	機械工学科	9	5	1	15	2										
	機械情報工学科	12	1	2	15	2										
	建築学科	9	7	4	20	3										
	応用化学科	8	7	3	18	11										
	情報科学科	10	2	2	14	2										
	数学科	7	5	1	13	6										
	物理学科	11	3	0	14	2										
	一般教育(人文)	0	1	0	1											
	外国語	8	1	1	10											
	保健体育	0	1	1	2											
計	91	39	19	149	36	77										
農学部	農学科	13	3	3	19	5	30.6	0	1	0	1	0	92	116	3	
	農業経済学科	7	4	3	14	3										
	農芸化学科	6	9	3	18	0										
	生命科学科	8	7	1	16	6										
	一般教育(人文)	1	1	0	2											
	外国語	4	1	1	6											
保健体育	1	1	0	2												
計	40	26	11	77	14	40										
経営学部	経営学科	16	4	0	20	4	49.4	0	0	0	0	4	145	16	0	
	会計学科	8	3	1	12	2										
	公共経営学科	4	1	0	5	1										
	一般教育(人文)	3	1	1	5											
	一般教育(社会)	1	0	0	1											
	一般教育(自然)	2	1	0	3											
	外国語	12	1	0	13											
保健体育	2	1	0	3												
計	48	12	2	62	7	38										
情報コミュニケーション学部	情報コミュニケーション学科	12	12	2	26	0	55.3	0	0	0	0	1	54	15	0	
	一般教育(人文)	1	0	0	1											
	一般教育(自然)	0	2	0	2											
外国語	3	1	0	4												
計	16	15	2	33	0	20										
ガバナンス研究科	6	1	0	7		10										
グローバル・ビジネス研究科	9	3	0	12		11		1	0	0	1	0	0	33	0	0
会計専門職研究科	7	1	0	8		11		3	1	0	0	0	1	10	0	0
法科大学院	29	0	0	29		40		11	0	0	2	0	10	15	0	0
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数						193										
合計	517	178	69	764	101	596		16	2	2	9	18	14	1630		

※ 理工学部の客員教授は、連携大学院。

2 教育研究支援職員

(1) 現 状

ア 現 状

本学において、種々の授業科目の運用を補助するスタッフには、専任助手、教育補助講師、ティーチング・アシスタント（T A）、特別嘱託職員がいる。このうち、教育補助講師は、法科大学院等、実務社会における高度な職業人の養成を目的とし、日常の授業における補助業務を担当している。各学部では本学大学院生をT Aとして採用し、週6時間から12時間の範囲で教育補助業務を担当させている。

外国語教育における教育補助業務は、各学部の責任のもとに実施している。この他、学部間共通外国語科目の合宿による集中講義等においては、教務部がT Aを採用し運営している。

学部を横断的に実施している情報基礎教育科目は教育の情報化推進本部が主管して運営し、試験を課して一定の能力を有する特別嘱託職員を採用して、授業補助業務を行っている。さらに、各キャンパスにサポートデスクを設置、外部専門業者への委託により、各教室に設置している様々な教材提示装置の運用補助を実施している。

学生の修学指導、学習支援等は、学習支援推進委員会が主管して各キャンパスに学習支援室を設置、各学部が採用した助手及びT A並びに教務部が採用したT Aが協働して実施している。

T A等の教育補助者の採用に関しては、「明治大学R A，T A及び教育補助講師採用規程」に定められており、各学部、大学院研究科等はこの規定に基づき担当者を採用し、教育研究活動を展開している。

イ 長 所

本学の教育研究補助業務担当者の採用は、一部教務部長が採用前年度に各機関の要望を調査し、ヒアリング等を経て教育補助担当者の総時間数を決定することに依っている。この結果、限られた予算枠の中で、学部等の教育改革の進捗状況を勘案しながら適正に配分している。

なお、本学のT Aは、週6時間から12時間の範囲で教育補助業務に重視することを規定しており、当該者の学習・研究活動に支障を与えない形となっている。

ウ 問 題 点

情報処理関連等の専門分野においては、教育補助担当者であってもより高度で多様な知識を有する人材が強く求められている。また、学習支援室におけるT Aは、大学全体の共通的な教育補助を任務とするが、募集、採用については各学部の協力が不可欠であり、連携を強化する必要がある。専門職大学院においては、教育補助業務担当者の人材が不足している。

(2) 改善方策

情報処理関連の教育補助担当者については、特別嘱託職員として処遇面を配慮し、人材を学外にも求めることにした結果、改善効果が現れている。また、学習支援室のT A採用に関しては、今後、学習支援推進委員会が各学部の学習支援をとりまとめ、学部個別の学習支援から大学全体の学習支援を推進する過程で、各学部の理解を得ながら連携を強化す

ることとする。専門職大学院の教育補助業務担当者不足の解消については、実態を調査し、然るべき対応を行う。

3 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

(1) 現 状

ア 現 状

本学は、2002年に教員と教育研究補助職の任用を包括的に定めた「明治大学教員任用基準」を制定し、これに基づき教員の任用を行ってきた。しかし、知識基盤社会の到来は、大学への社会的負託をより高度化、多様化させ、教員の流動化も激しさを増してきた。本学においても、教育研究に直接携わる教員の組織・体制は重点施策のひとつと位置づけ、学長は、2004年の就任直後から関係規定の整備を教学改革の基本方針として掲げた。この結果、2006年4月に「明治大学教員任用規程」他、関連校規を制定し、任期制教員である特任教員の任用等、柔軟で機動的な教員組織の編成を可能とした。

イ 長 所

各種の教員任用規程の導入・整備により、各学部・大学院等において制度の趣旨に則った多様な教育研究の展開のための任用が行なわれている。2007年度は大学全体で、特任教員20名、客員教授9名、特別招聘教授18名が任用されている。

特任及び客員教員任用にあたっては、ヒアリング実施から、授業・カリキュラムに関する計画書の提出、そして、個別の任用審査と段階的に進めており、更新する場合も年次ごとに同じ手続を踏んでいる。客員教員の場合、実施報告書を提出することにより特色ある教育活動の状況を検証し、さらに次年度に向けた任用計画の策定につなげている。

ウ 問 題 点

本学の兼任講師は4割近い授業科目を担当し、本学の教育の一翼を担っている。兼任講師の任期は1年間で更新を認めているが、更新の回数について制限していないため、10年間以上の任期や高齢化も顕在化している。

(2) 改善方策

2007年4月に「明治大学兼任講師任用基準」を制定・施行し、契約の締結等、兼任講師の任用に関し、必要な事項の明確化を図った。規程上、長期に亘る任用に対し、具体的制限は設けていないものの、今後、任用の更新について、規定に基づき厳格な運用を図る。

4 教育研究活動の評価

(1) 現 状

ア 現 状

教員の教育研究活動への評価について、大学としては実施していない。現状においては、各学部、大学院に委ねている。

研究活動に対する評価については、各学部においては教員昇格に際する基準を設定しており、当該の評価方法とみなすことができる。また、専任教員には毎年度、前年度に関する「特定個人研究費報告書」の提出を義務付け、さらに1年間の研究業績についての報告を研究業績調査により文書提出もしくは電子データの修正という形で求めている。また、教員任用についても規程を設け、教育研究上の業績が選考基準に規定化されている。

教育活動については学生による授業評価アンケートが半期ごとに実施されており、その結果が教員にフィードバックされている。

全学報告書

教員の業績評価については、2007年度教育研究に関する学長の基本方針として示され、「教育開発・支援センター」において検討すべき重要な課題となっている。

イ 問題点

教員評価システムの導入にあたっては、評価基準の透明性を確保し、公正に実施することが大前提である。全教員の理解を得ながら慎重に進める必要があり、相当の時間を要することが想定される。

(2) 改善方針

教員評価システムは、学長のリーダーシップの下、私立大学連盟が提示したスタンダードモデルや他の先行大学の事例を参考とし、「教育開発・支援センター」が中心となって原案を作成する。作成の過程では各教授会と連携を図り、教員評価システム導入趣旨の理解を深めていく。期限を定め、最終的には学部長会で意思決定を行う。